16．公益社団法人全国産業廃棄物連合会による連携普及促進

(1) 優良化推進事業に関する普及促進を図る
(2) 公益法人制に関する事業等に係る調査研究を図る
(3) 電子マニフェスト・マニフェスト伝票の頒布普及促進事業を図る
(4) エコアクション２１認証取得の促進事業
(5) 廃棄物処理法の改正に関する調査、情報収集事業
(6) 廃棄物処理法に関する通達・情報提供・情報交換等連携促進を図る
(7) 各県産業廃棄物協会の相互による情報収集、情報交換ほか連携による普及活動の促進を図る
(8) 災害時緊急対策等に関する連携強化を図る
(9) リスクアセスメントの推進に向けて(公社)全国産業廃棄物連合会(上部団体)の指導を仰ぎ積極的推進を図る
(10) 東日本大震災復興支援事業（がれき処理）の促進を図る
(11) 産業廃棄物排出事業者及び処理業者において処理業務に携わる実務担当者の資質の向上を図る廃棄物処理実務者研修会開催する
(12) 青年部活動の促進
(13) 女性部活動の促進
(14) その他

17．環境教育学習会館(施設)建設推進　（※重要事業 詳細 別添）

本協会は国民の健全な生活環境の保全を図るため、環境教育社会の構築に向けて、幼児期から小中高校生に至る環境統一教育並びに大人・学識経験者など一同が会して環境に関する基本教育を目指す。学習、研修、総合相談、管理など多目的を有する常設会場の建設と併せて自然環境・交通アクセス・利便性を生かす広域性のある環境関連機器の展示、農産生鮮安全食物の展示、環境啓発イベント会場建設の推進を図る。

18.（県連携事業）産業廃棄物の適正処理に向けた調査研究事業

産業廃棄物の処理実態、処理ルート等を踏まえ、適正かつ合理的な処理が困難となっている産業廃棄物の実態を把握し、問題点を整理した上で適正処理を実現するため、公益社団法人群馬県環境資源保全協会として、早急に実現することが可能な具体的方策を策定する。

調査研究事業にあたり、国・県行政のご指導をいただき、公益社団法人全国産業廃棄物連合会・関係機関・関係団体・関係企業のご協力、ご支援により、調査研究の実のある成果に向けて調査班・研究班を設け、事業展開を図る。

19. 優良化推進事業に関する当組織活動に係る対応について

１．優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成17年４月１日より「優良性評価制度」が施行されていたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」（平成22年１月25日中央環境審議会意見具申）において、都道府県等の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘があった。

この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第34号）により、優良産廃処理業者認定制度が創設され、平成23年４月１日より施行された。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常５年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を７年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としている。

２．優良認定業者として認定基準

	基　準	概　要
1	遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良確認の場合は申請日前５年間）において特定不利益処分を受けていないこと。
2	事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業許可等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3	環境配慮の取組	ＩＳO14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。
4	電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
5	財務体質の健全性	①直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10 パーセント以上であること。 ②直前３年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。
6	その他	（優良確認の場合のみ）５年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること。

３．協会の対応 について

当組織の会員企業は中小・零細企業にて組織化をしているが、環境保全・循環型社会の形成を目指して処理業者の資質研鑽を図り、廃棄物処理の適正化・減量化の推進に努める正直な優良企業であり、当組織の事業活動に携わり、ボランティア活動の一環として、地域社会に密着して環境保全普及啓発に真剣に取り組み、信頼される処理業者・処理業界の構築に尽力している。県共催事業についても、業界組織の一員として、積極的に参画し、その多大な実績による社会貢献度は、正に高いといえる。

優良化推進事業評価基準に関する「地域貢献度」を加算する導入制定を強く要望すると共に、今後とも県行政のご指導を仰ぎ、当組織・各会員企業との連携によるボランティア活動及び事業活動を積極的に展開する。

20．東日本大震災関連の義援支援活動の促進

東日本大震災は平成 23 年 3 月 11 日　午後 2 時 46 分発生。予想せぬ津波等により多くの人命を失い、建造物・病院・公共施設・工場・産業施設等は瞬時に崩壊し、ガレキと化した。特に福島原発炉の崩壊は、正に悲惨な事態となっている。

私どもは義援支援等、災害復興に全力をあげた取組みを図るため、国、県をはじめ、関係行政機関・関係機関・関係団体との連携により災害復興に関連する事業を積極的に展開することとする。

〔事業概要〕

１．当組織に緊急災害対策本部を設置
　①当組織に組織体制の確立
　②緊急連絡網の確立
　③情報収集提供の徹底
　④支援要請体制の確立
２．国・県等行政機関の指導、通達による事業活動の徹底
３．関係機関、関係団体等連携による事業活動
４．災害復旧関連の要請による活動促進
５．災害義援活動の促進
６．その他

21．〔適正処理の推進関連事業〕不適正処理防止啓発活動の推進について

当協会は、経済の長引く低迷による近時社会おける廃棄物無許可業者による悪質巧妙の不適正・不法投棄事案が発生している状況を踏まえ、行政機関の指導を仰ぎ、各支部組織をはじめ産業廃棄物適正処理推進員と連携し、防止啓発活動の積極的展開を図ることとする。

廃棄物処理法の改正は建設系がれき類に係る法に定めた表示板を設置することを義務付けている。

依って、当協会は、適正処理推進啓発活動関連事業として、不法投棄防止パトロールと併せて不適正処理事案に係る防止対策を目的に、建設現場、建設資材置き場における不適正処理の現状について調査し、実績報告書を提出することとする。

22.（共催）公益社団法人全国産業廃棄物連合会
平成２６年度産業廃棄物処理実務者研修会開催について

〔 概　要 〕

産業廃棄物排出事業者及び処理業者等のより一層の資質向上を図るために、「組織で学ぶ教育と実践」を主題として、協会員企業のみでなく、関係機関・協会員外（第三者機関）にも広く受講を呼びかけ、産業廃棄物の処理実務に携わる実務担当者を対象とする務者研修会を開催する。

記

〔開催日程等〕

開 催 日：平成２６年１１月２８日（金）

開催場所：群馬建設会館（大ホール）

定 員 数：２００名

受 講 料：７，２００円

〔研修内容〕

・産業廃棄物処理の基礎について

・産業廃棄物の委託処理と委託契約ついて

・産業廃棄物管理票・帳簿について

・質疑応答 その他

23. （主催）群馬県廃棄物不適正処理防止推進本部
〔県共催〕不適正処理防止県民の集い開催

〔 概　要 〕

本イベントはぐんま環境フェスティバル開催と併せて、「郷土の美しい環境」・「快適な生活環境」づくりを目指し、廃棄物処理推進に向けて不適正処理及び不法投棄防止・撲滅を期して、県行政と連携により、毎年、普及啓発イベント・不適正処理防止県民の集いを開催するものである。

当群馬県協会が開催事務の重責を担い、県行政機関・県警察本部・県産業環境保全連絡協議会・（一社）県建設業協会・（公社）県環境資源保全協会の共催関係機関にて、開会式を執行し、会場内では適正処理推進を掲げ、不適正処理及び不法投棄防止・撲滅に関する普及啓発リーフレット・ティッシュ等の配布活動・G-ファイブによる寸劇・上武大学による吹奏楽演奏を予定している。高崎駅構内の街頭啓発活動は開催関係者により「適正処理の推進」・「不法投棄防止・撲滅」・「みんなで守ろう環境社会」・「地球温暖化防止」のぼり旗を掲げ、通行歩行者に普及啓発リーフレット・ティッシュの配布活動を積極的に展開することとする。

記

開催日時　平成２６年９月２７日（土）AM10：00～PM4：00

開催場所　①ヤマダ電機（LABI１高崎）イベント会場
　　②高崎駅構内

24.（主催）ぐんま環境フェスティバル実行委員会
〔県共催〕平成２６年度ぐんま環境フェスティバル
（地球温暖化防止）県民の集い開催

〔 概　要 〕

ぐんま環境フェスティバル実行委員会（６０団体組織）は環境と資源の保全を希求する循環型社会の形成に向けて、県行政・産業界・学界・関係団体・関係機関・県民による幼児から学生、大人までが楽しく学ぶ環境イベントとして毎年継承している事業である。

当群馬県協会は開催事務局の重責を担い、事業主体として開催運営・開催設営に努めるなど重点事業であります。

本年もヤマダ電機様の特段な御厚意により下記により開催いたします。

記

開催日時　平成２６年９月２７日（土）AM9：30～PM4：00

開催場所　ヤマダ電機（LABI１高崎）イベント会場

25．天災時における大量災害発生廃棄物の緊急一時保管場所の確保について

（※重要事業 詳細 別添）

〔 概　要 〕

天災時に発生する大量災害発生廃棄物の一時保管施設の早期建設は必要不可欠である。

（災害復興は災害発生物の処理から対策が講じられる。）

①天災時の大量災害発生物は、一般・産廃行政にて分別が不可能の状況である。

②災害発生物は混合物、含水発生物など大量に発生するため、行政機関の処理施設、保管用地の確保は現況に於いて不可能であると云える。

③災害時における災害大量発生物の一時保管施設の適地確保は国・県所有地が望ましい。廃棄物処理法は申請当該地の所有者責任が課されている由、民有地での指定確保が不可能であると云える。

当群馬県協会は今後の重要事業として、天災時における「県内物は県内処理」を念頭に天災時における緊急一時保管施設の確保に関する早期実現に向け、研究調査を継承しての事業を推進してまいります。

26．表彰制度の実施

①産業廃棄物の適正処理を通して国民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、当組織の事業活動を通して業界の発展に貢献された会員事業所及び従事者に対し、その功労を讃え、顕彰するため協会長名による表彰を行う。

②関係機関の表彰推薦実施

1. 公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会長表彰
2. 循環型社会形成推進功労者等 環境大臣表彰
3. 群馬県功労者表彰
4. 群馬県総合表彰
5. 群馬県環境賞顕彰